

長年の奉仕活動を表彰

4月8日、長年にわたり民生・児童委員を務められた現合志市東部民生・児童委員協議会会長の光永令昭さん(笹原)と同副会長の古莊律子さん(新栄温泉団地)、また、録音図書製作ボランティアとして長年活動された河津英子さん(すずかけ台)が熊本県社会福祉功労者表彰を受賞し、表彰伝達が市役所で行なわれました。

光永・古莊両委員は約20年にわたる民生・児童委員活動が、また、河津さんは視覚障がい者の読書環境充実への活動がそれぞれ評価され、今回の受賞となったものです。



▲(前列左から)表彰を受けた古莊さん、光永さん、河津さん

認知症があっても地域で安心して暮らしていくまちをつくるために

認知症 ささえ愛隊へのお誘い

85歳以上の高齢者の3～4人に1人が発症すると言われる認知症。

ある日、突然始まるかもしれません。私はまだまだ大丈夫・・・と安心してはいられません。知らないうちに始まっていた認知症が、徘徊というカタチで明らかになることもあるからです。もしもそんな事態に直面した

ら、どうしたらよいのでしょうか？！認知症の人やその家族が、地域で安心して生活できるように、今後、見守り手・支え手として、皆さんの力を貸してください。

できる限りでかまいません。協力できる人はぜひお申し込みください。

認知症の人と家族を
みんなで支えましょう

認知症サポーター
になって、地域での
見守り手・支え
手になろう！

みんなで
声かけしよう

申し込んだ皆さんに、認知症の講演会のご案内など普及啓発活動をするほか、平成22年度に予定している「認知症ささえ愛隊」へのご案内をします。

申し込み先 合志市社会福祉協議会 地域福祉係 ☎242-7000

問い合わせ先 市役所 高齢者支援課 包括支援センター班(西合志庁舎) ☎242-1124

人権擁護委員制度を ご存知ですか？

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

人権擁護委員は、住民の皆さんの人権が侵されないよう見守り、人権が侵されたときに相談相手になるなど、わたしたちの間に正しい人権の考え方を広めたりします。

また、人権が尊重される社会を実現するため、法務省と全国人権擁護委員連合会では、啓発活動の重点目標を「みんなで築こう人権の世紀」を考えよう 相手の気持ち育てよう 思いやりの心」と定め、積極的な啓発活動を展開しています。

市では、市長から推薦され、法務大臣が委嘱した人権擁護委員が9人いて、さまざまな活動に取り組んでいます。

●合志市人権擁護委員

- 東窪 正一郎(杉並台)
- 桑原 典恵(群)
- 上野 孝次(後川辺)
- 澤田 弘子(二子)
- 丸山 義弘(立割)
- 坂本 徳子(東須屋)
- 坂井 眞壽子(若原)
- 上村 久枝(北)
- 中村 十九男(須屋)

●●●特設人権相談所を開設します●●●

平成22年度合志市特設人権相談所を開設します。お気軽にご相談に来てください。相談は無料で、秘密は守られます。

- とき 6月4日(金) 7月20日(火) 12月10日(金) 1月26日(水)
いずれの日も午前10時から午後3時まで
- ところ 泉ヶ丘市民センター・ふれあい館

問い合わせ先 人権啓発教育課(御代志市民センター) ☎242-1190

税金の収納率向上を目指し、 徴収(滞納処分)を強化しています

市の財政健全化、納税者の公平性を図るため、より一層の徴収強化(滞納処分)に取り組んでいます。滞納処分とは、国税徴収法に基づき、滞納者の不動産(土地・建物)、動産、給与、預貯金、自動車などを、差し押さえて強制徴収するものです。また、平成20年か

らは強制的に家宅搜索を行ない、財産の差し押さえを実施しています。なお、差し押さえた物件については、インターネットや近隣市町との合同公売会などを利用し換価を行ない、滞納税に充てます。

●本市の滞納処分(差押)の実績(平成21年4月～平成22年3月末現在)

差押項目	件数	金額
不動産・動産・自動車・給与など	301件	12,922,980円

※滞納があるからといって、すぐに滞納処分というわけではありません。

しかし、滞納に対して納税相談も無い、相談をされても約束を守らない滞納者を対象に、滞納処分を執行します。何らかの理由で支払いが困難、もしくは遅れるなどの納付に関してのご相談は随時受け付けています。



タイヤロック



差押動産



合同公売会場

問い合わせ先 税務課 収納班(合志庁舎) ☎248-1114